仕　様　書

1. 件名

日本年金機構本部で使用するガス

2. 需給場所

名　称：日本年金機構本部

所在地：東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

3. 仕様

（１） ガスの種類　　都市ガス１３Ａ（低圧ガス）

（２） 供給熱量　　一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による

（３） 対象メーター　型式：NS100、能力：100、番号：609692721（冷温水機用）
型式：NS100、能力：100、番号：194692561（冷温水機用）

（４） ガス設備

空調冷房用直火式：2 台

規模（１台あたり）：880 kw

冷房能力：756,000 kcal/h

暖房能力：695,000 kcal/h

燃料消費量：74.9 ㎥/h(暖房時)

4. 契約ガス使用量

（１） 契約最大時間流量　　240　㎥／h

※契約最大時間流量とは、１年間を通じての１時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

（２） 契約年間ガス使用量　　63,967　㎥

※契約年間ガス使用量とは、契約で定める１年間の契約月別使用量の合計量をいう。

※契約年間ガス使用量については増減する。

（３）契約年間引取量　　60,000　㎥

※契約年間引取量とは、契約で定める１年間の最低引取量をいう。

（４） 契約月別使用量

（単位：㎥）

年　月	使用量 （空調冷房用直火式）
令和９年　１月	12,234
令和９年　２月	7,390
令和９年　３月	2,931
令和９年　４月	10
令和９年　５月	391
令和９年　６月	610
令和９年　７月	9,564
令和９年　８月	13,809
令和９年　９月	9,900
令和９年１０月	477
令和９年１１月	95
令和９年１２月	6,556
合　計	63,967

※使用量については、増減があるものとする。

5. 契約供給期間

令和９年１月１日から令和９年１２月３１日までとする。

6. 検針

（１） 検針日

原則月末検針

（２） 検針方法

上記 3. (3)のガスメーターにより検針を行い、検針によって計量した使用量を担当部署へ通知する。

7. 保安

（１） 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより一般ガス導管事業者が負うものとする。ただし、同一構内に供給する他のガス供給者と共用して使用されるガス工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。

（２） 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については協議の上、

確認、決定するものとする。

8. ガス料金

（１） ガス料金は、公的機関の発表する貿易統計（平成 27 年 6 月から同年 8 月の平均値）のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金はＬＮＧトンあたり 1,860 円、ＬＰＧトンあたり 1,860 円の場合のものとする。

（２） ガス料金は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。なお、調整単位料金の算定と料金適用月および原料価格算定月の関係は次のとおりとする。

Ｎ月を料金適用月とする調整単位料金は、(Ｎ－2) 月を原料価格算定月とするトンあたり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額にもとづき算定する。ただし、1 月を料金適用月とする調整単位料金は前年の 11 月、また 2 月を料金適用月とする調整単位料金は前年の 12 月を原料価格算定月とするトンあたり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額にもとづき算定する。

ただし、供給者の調整単位料金の策定方法が上記と異なる場合は、別途協議を行うものとする。

9. 参加資格

ガス事業法第３条の規定に基づきガス小売事業者としての登録を受けている者であること。

10. その他

この仕様書及び受託事業者の定めるガス需給約款に定めのない事項は、受託事業者と担当部署において協議のうえ、決定する。

11. 担当部署

日本年金機構本部

会計・資産管理部管財グループ

担当：篠原

電話：03-6892-0727（内線 6337）